

一五

復讐連絡局長等會同時に於ける連絡事項（戰判關係）

昭和二十一年九月十八日
法務調査部

1826

目次

- 一 横濱裁判の辯護人に就て
 - 二 外地派遣辯護人に就て
 - 三 聯合軍の要求に依る諸調査に就て
 - 四 戦犯容疑者の取扱に就て
 - 五 集囑收容者との面會に就て
 - 六 集囑收容者との連絡に就て
 - 七 戦犯關係者家族の世話に關する件に就て
 - (1) 家族狀況と其の援護に就て
 - (2) 外地の戦犯者に關する照會回答に就て
 - (3) 外地抑留者との通信に就て
 - 八 證人等の呼出及出頭に就て
 - 九 戦争裁判關係業務より見た渉外事項に就て
- 別冊 戦犯者(容疑者)留守宅生活に就ての觀察

一 横濱裁判の辯護人の就て

横濱裁判の被告の家族又は地方世話部の努力で所謂私選辯護人を定め辯護の準備をせられて居る向もあるが横濱裁判では米人辯護士が主任日本辯護士が副任となり二人一組になつて辯護に當つてゐる爲事前の調査等も兩者協力して行ふ必要あり従つて米側辯護人との間柄のよい者が有利である又起訴せられて公判開始迄に僅かに一週間位しかないので折角辯護士を準備してあつても東京、横濱以外に居る辯護士の場合は公判に間に合はない心配があり米軍法會議は日本の裁判と勝手が違ふから不慣れの者では中々困難な點がある尙辯護要旨は必ず英譯するを要し之等の費用等の爲に辯護人の謝禮は豫想外に高いものとなる等私選辯護人は各種の不利不便が多く折角努力せられても其の効果は渺い様に察せられるから此の辯護人に関する件は特別の場合を除き又特別に願した以外は復員局に任仕してもらひたい復員局としては常時横濱裁判に出で居る東京及横濱の辯護人團より廻

任者を選定する此の辯護人の決定は起訴狀が出てからでもより餘資がないから各家族、地方世話部等では各人の犯罪容疑事項に關し辯護資料があれば事前になるべく早く之を第一復員局法務調査部宛に送附願ひ度い

二 外地派遣辯護人に就て

外地戦争裁判の爲當局では逐次に辯護士を派遣しつつある葦の事情に精通してゐる法務部將校出身等の辯護士で戦犯辯護の爲外地に出張してもよといとの意旨の方の有無を調べて其の氏名、元階級、現住所等を法務調査部に通報願ひたい

將來判明したときは其の都度連絡されたい

今直に行ける豫定はないが行ける方面があり次第之等の方を優先的に詮衡することとしたい派遣辯護士の身分は第一復員局の囑託とし手當月二、〇〇〇圓乃至二、五〇〇圓で別に外地出張間は宿泊料日當等月額

約一三〇〇圓内外を増加支給する

四 聯合軍の要求に依る諸調査に就て

聯合軍の要求に依る軍歴、履歴、現住所等の諸調査は本人の所在不明等でなかなか困難な點は御察しするも當方よりお願した調査報告期日には間に合ふ様此の上とも努力せられたい萬一期日になるも全部は不明ならば判明した分だけでもよいから取り敢へず報告し爾後之を補備する様にせられたい先方は常に期限附要求をしてくるので當方としても期日迄に判明した分を不取敢回答し爾後判明に伴ひ補備する様にしてゐる次第である

四 戦犯容疑者の取扱に就て

戦犯容疑者の取扱（逮捕護送宿營給養入所等）の擔任區分については昭和二十一年一月十六日終達、第一、第二復員省、内務省間に申合せを爲し未復員者は復員省に於て復員者は内務省に於て擔任してゐたが本年七月二十二日再慶の申合せに依り八月一日以降未復員者も其の他

一切を内務省に於て處理することとなり復歸は其の住所調査に關してのみ協力する如く改めた

當部としては容疑者入所の確認入所者名簿の整理、家庭の狀況調査、公判経過の整理等を実施し且つ留守宅と本人との連絡面會差入等にして終連戦犯事務室の業務に協力してゐる

一般に内務省の取扱は左の通りである

戦犯容疑者の入所に關しては聯合軍側の指令に基き該當容疑者の現住所を調査した後逮捕、護送、米第八軍司令官に引渡の處置をする、入所に先だち入所に關する所要の心得を護送に任ずる官憲より連絡した後巢鴨拘留所に入所するのである

容疑者の逮捕、護送、宿營は特に人權を尊重し護送官憲は私

服で同行する程度で其の取扱は慎重且つ懇切を旨としてゐる

外地より輸送して來た舊軍人戦犯容疑者は内地上陸と同時に上陸地支局長に於て本人に其旨傳達復員の處置をとると共に直ちに身柄を上陸

地の關係總府縣警察部又は最寄警察署に引渡し第一復員局長に報告す
る

1832
1833

六 巢鴨收容所との面會に就て

毎月一回家族（父母妻子兄弟等本人の登録せる正務）一名との面會が

許される預め東京都芝區田村町外務省内務省連絡中央事務局職犯事務

室に申込み其の指定日の八時迄に同所に至り辨官（新任、河合事務官）

に連絡其の指示に依り行動せられたい

但刑の判決のあつたものは父母妻子兄弟等本人の登録せる三名

尙當法務司登部第一科連絡班に申込み、一名は毎日一回直接巢鴨收容所に廻り面會する様に規定された

六 巢鴨收容者との連絡（郵便では時機を失し或は意の通じない場合に
就て

就て

前項同様終連職犯事務室（主任者河合事務官）に申込みればよい

當部連絡班の斡旋に關しても前項と同様である

七 職犯關係者家族の世話に關する件に就て

各復員連絡局及地方世話部の協力を得て内地職犯關係者の家族調査は

地の關係總府縣警察部又は最寄警察署に引渡し第一復員局長に報告する

六 巢鴨收容所との面會に就て

毎月一回家族（父母妻子兄弟等本人の登録する三名）一名との面會が許される。豫め東京都芝區田村町外務省内終戦連絡中央事務局戦犯事務室に申込み其の指定日の八時迄に同所まで入り掛官（新庄、河合事務官）

は手續の斡旋をする

六 巢鴨收容者との連絡（郵便では時機を失し或は意の通じない場合）に就て

前項同様終戦犯事務室（主任者河合事務官）に申込まれればよい
當部連絡班の斡旋に關しても前項と同様である

七 戦犯關係者家族の世話に關する件に就て

各復員連絡局及地方世話部の協力を得て内地戦犯關係者の家族調査は

1832
1833

概ね終了した

外地戦犯関係者に就ては目下極力其資料の蒐集を努めてゐるので逐次名簿の調製及家族の状況調査に移行する

(1) 家族状況と其の援護に就て

内地戦犯関係者家族状況は別冊「戦犯者（容疑者）留守宅生活に就ての觀察」の通りであり概して氣の毒な境遇の者が多く誠に御同情に堪へない。外地戦犯関係者の家族も同様の状況と判断し得る此等戦犯関係者の家族は一般に肩身が狭く苦惱と困窮に喘ぎながらも何處にも哀情を訴へ得ない感がある

戦犯関係者の家族を特に優先的に世話する事は適當でないが戦犯の罪は本人限りであり無關係の家族に及ぶわけはないから社會一般の戦災者引揚者其他戦死傷者家族並に厚生援護として世話する分には何等躊躇する必要はないと信ずる

この度生活保護法及生業資金貸付等の普及徹底及實施促進の舉に出

られるやうであるから戦犯関係者の家族に對しても差別的取扱ひをし又は見落すことの無いやう關係方面を啓發して貰ひたい

(2) 外地戦犯者に關する照會回答に就て

外地戦犯關係者に關する問合せが最近甚だ多い

當部としては親切丁寧を旨として分る丈詳しく調査して回答して居るか残念ながら適確な返事の出來ない場合も少くない

「終戦後一ケ年も経て不明とは無責任である」「新聞に出て居るに關らず何時迄も公報がないのは不都合である」等の問責もあるが次のやうな理由で止むを得ないものがあるから折にふれ納得せられる様に説明してもらひたい

(1) 復員部隊の引揚後は抑留者の身分は全く聯合軍側の手の裡に移つて爾後の調査は出來ない。後發の司令部や本部が存在する間は何とか見當がつくがこれが引揚た後は聯合軍側から通報を受けない限り消息が絶へる。中國や新嘉坡のやうに世話班が残つて居る處

でも收容所内のことは容易に語つて呉れない
原地に統轄機關が無くなり然も日本側の直接通信を許されない現
狀に於ては如何にあせつて見ても聯合軍の通報に依存する外は手
が無い

而して聯合軍からは判決、死刑執行、身柄移送等の外は公報が無

い
註

公報のあつたものは最も迅速に留守業務局から公報を發して居
る

(四) 外地殘留者中戰犯容疑者か、取調未了者か、證人參考人か、強制留
用者かの區分が明確に分明しなйма、部隊復員、司令部本部引揚
となつた場合が一番困る

聯合國側に對し是等の區分名簿を要請して居るけれど容易に判明
しない

(イ) 現在營部で實施して居る名簿調査の準據は左の通りである

1. G H Q 以上の公報

2. 部隊の復員報告

3. 復員幹部以下の供述

4. 内外ラヂオ新聞報

5. 留守業務局及各軍機務整理部の復員業務に順應する調査

右の内には情報的のものが少くないので責任ある名簿の調製は容易でない

殊に戦犯關係者と強制留用者との分界、戦犯容疑者と證人（考人）との分界は分り難い右の次第で家族の納得のゆく回答が出来ぬ場合がある

(ロ) 死刑宣告又は執行者の場合も G H Q の公報を受けない限り營部としては公報の處置を執り得ない次第である

附記

1. 死刑執行後の遺骸は其他の墓地に埋葬して今の處引渡して呉れない

2. 遺品も聯合軍側で引渡して呉れない場合がある

3. 無期有期者の服役は内地に送還の上課せられる模様であるが未だ公示されない

4. 内地で服役となれば面會差入も許される模様である

(3) 外地抑留者との通信に就て

抑留者との通信が迅速確實に交換出来る方法に就てはG H Qに對して要請中であるが現在の方法としては次の通りである

(1) 赤十字社通信を利用する方法

特別の用紙に五十字以内で記入し東京都芝區芝公園五號地日本赤十字社外地通信掛宛に送付する用紙は同所に請求すればもらふことが出来る

(2) 郵便に托送する方法

「マニラ」其他の方面に證人等て出張する人がある時之に托送する但し出張者は極めて稀である。

（ハ）聯合軍司令部に依頼する方法

特別の事情ある場合例へば死刑確定者に対する家族よりの手紙等）は聯合軍司令部に依頼して送付することが出来る

註

（イ）項の必要ある場合は法務調査部宛に送付ありたい

ハ 證人等の呼出及出頭に就て

（ロ）聯合軍よりの出頭要求等の指令がこれを受ける者に與へる心理的感作は豫想外に大きいものがあるのであつて從來指令の傳達に際し電文用語等に關する注意が足らなかつた爲其の受領者に過度の「ショック」を與へ非常な迷惑を及ぼした例がある

これがため電報文書等の文案、電話の用語等に不當の偽裝をする必要はないが勉めて穩當にし受けたる者に過度の心理的感作を與へ

6

たり不測の誤解を招いたりしない様に格別の注意を拂つて頂きた
い

(2) 出頭を命ぜられた証人等が指定の期日迄に出頭することが必要で
あるのは勿論であるが指令の傳達に要する時日や旅程等の關係で
止むを得ず指定の期日迄に出頭出来ない場合もある。斯る場合に
は速かにその旨を連絡して頂きたい又何れの場合に於ても着京後
定日時は豫め通知して頂きたい

六 戦争裁判關係業務より見た涉外事項に就て
聯合軍よりのこれまでの逮捕指令は大體に於て所謂戦犯容疑者及裁
判證人等で取調への爲又は防諜上拘置を必要とする者等の範圍につ
き行はれてゐると思はれるが中には過去の経歴に於て全く戦犯容疑
者としての事實を認め得ない者や或は事實聯合軍側との話し合ひに
よつては逮捕までしなくても済むと思推される様な者等眞に同情に
堪へぬものがある

これ等は聯合軍側と我方との間の意志の疏通が十分でない爲の誤解
や諒解の不十分等に基因してゐる場合が多いこれ等氣の毒な人々の
逮捕を防止する爲には中央としても十分注意してゐるところではあ
るが各連絡局地方世話部等に於ても現地聯合軍側との接觸を密にし
感情的に疏隔を來さないやうに留意すると共に問題が生起した場合
積極的に先方の諒解を求め或は進んで先方の誤解を解く等極めて活
潑なる涉外活動を期待する次第である